

騒音防止対策 (深夜騒音の規制)

深夜騒音については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、深夜騒音規制地域内で営業する飲食店等を対象に、深夜（23時～6時）の時間帯におけるカラオケ等の音響機器の使用禁止、22時～6時の時間帯における音量規制を行っています。

深夜騒音規制地域内で飲食店営業等を行う場合は、深夜騒音規制基準を遵守しなければなりません。飲食店営業等から発生する騒音が基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合は、当該市町村長は改善を勧告し及び改善を命ずることが出来ます。

1 深夜騒音の規制対象となる飲食店営業等

・食品衛生法施行令第5条第1号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業
・食品衛生法施行令第5条第2号に規定する喫茶店営業
・専らカラオケ装置を客に使用させる営業

2 深夜騒音規制基準

区域の区分	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値
A 区域	23:00～6:00	22:00～6:00	45デシベル以下
B 区域			55デシベル以下

- (注) 1 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置です。
 2 音響機器の使用の禁止については、音が外部に漏れない場合は適用されません。
 3 保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベル減じた値となります。

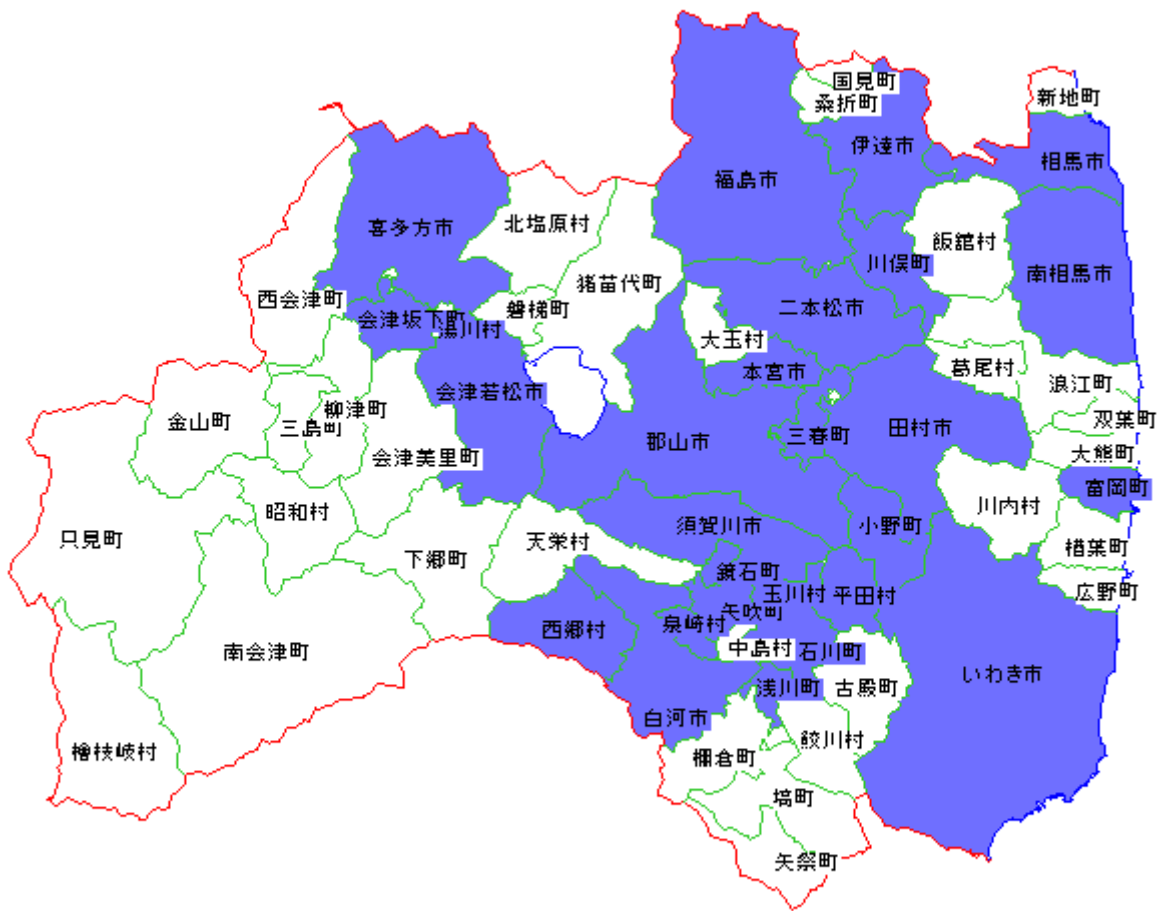
(深夜騒音規制地域の区域区分)

区域の区分	規制地域の範囲
A 区域	原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに準ずる地域
B 区域	原則として、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

3 深夜騒音規制地域を有する市町村

県北地方	県中地方		県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	玉川村	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	平田村	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	田村市	浅川町	泉崎村	会津坂下町	富岡町	
本宮市	鏡石町	三春町	矢吹町			
川俣町	石川町	小野町				

国土地理院承認 平14総規 第149号



福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域を有する市町村

福島県

白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、深夜騒音規制地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が規制地域であるという意味ではありません。規制地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。(町村部については、県でも問い合わせ可能です。)